

# 上田都市計画道路見直しのあらまし

## 1 都市計画道路とは？

都市計画道路は、将来の都市像や都市の規模を想定したうえで、都市に必要と考えられる道路を、都市計画法の手続きに沿って計画決定するもので、中・長期的な整備も視野に入れた、都市全体の骨格をなす道路です。

## 2 いつ計画決定されたの？

上田地域の都市計画道路が、都市計画法の手続きによって最初に計画決定されたのが昭和8年で、当時11路線が計画決定されました。

その後市町村合併と併せるように、都市計画道路は放射状に、市の中心部から郊外へと広がり、現在では25の路線が計画決定されています。

また、丸子地域については、昭和27年に12路線が計画決定されました。

当時の丸子地域の主要交通機関は、旧丸子町の中心部にある丸子駅から大屋駅を経由して上田東駅に至る上田丸子電鉄丸子線であり、都市計画道路はこれを軸として、補完する目的で計画決定され、平成26年度末時点では16の路線が計画決定されています。

## 3 なぜ見直しを行うの？

◆ 都市計画道路は、これまで順次整備を行ってきたことにより、上田市の市街地形成に寄与してきました。しかし近年は人口減少、少子高齢化、コンパクトシティへの転換、経済成長の鈍化等、大きく社会情勢が変化しており、都市計画決定当時の前提条件が変化してきています。

◆ 都市計画道路の中には、既に市街地が形成されてしまい、事実上整備が困難になっていたり、他の事業により道路が整備され、都市計画道路の機能が既に確保されていたりする路線もあります。そのため、都市計画道路の中には必要性や、計画の妥当性に変化が生じている路線があると考えられます。

◆ 都市計画道路の区域内には、個人の資産に建築制限を課していることから、必要性等に変化が生じた路線をそのままにしておくことは、個人の権利を過大に制限し、まちづくりを行っていく上でも大きな制約となってしまいます。(都市計画法第53条<sup>※1</sup>)

◆ 都市計画道路は、これまで国の決定や同意により計画決定されてきたことから、地方自治体の独自判断で見直しを行うことは非常に困難でしたが、平成12年に国が公表した「都市計画運用指針」の中で、「都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。」とする等、国の対応に変化が生じてきました。

◆これを受けて長野県が平成18年に策定した「都市計画道路見直し指針」には、「見直しの基本的な考え方、検討すべき事項を示し、各都市における見直しの促進を図っていくこととする。」と、都市計画道路の見直しの促進について示されていることから、上田市においても都市計画道路の見直しを進めていくこととなりました。

#### 4 上田都市計画道路の現状は？

上田市における都市計画道路の状況は以下のとおりです。

都市計画区域名		計画延長	整備済延長	整備率
上 田	上田地域(25路線)	95.02 km	29.48 km	31.0%
	丸子地域(16路線)	24.86 km	9.98 km	40.1%
	計(41路線)	119.88 km	39.46 km	32.9%
長野県全体		1622.31 km	717.31 km	44.2%

(注) 表のデータは H27 年 3 月時点のものになります

※整備済延長 L=39.47 km に、概成済延長(計画幅員の 2/3 以上概成)L=18.06 km と、2車線で暫定供用された上田バイパスの延長 L=12.41 km を加えると、整備率は、**32.9%⇒58.34%** になります。

#### 5 見直しの方法は？

見直しは「都市計画道路見直し指針」(【県】H18)を基本に、「上田市独自の見直し方針」を加えた方法で行いました。

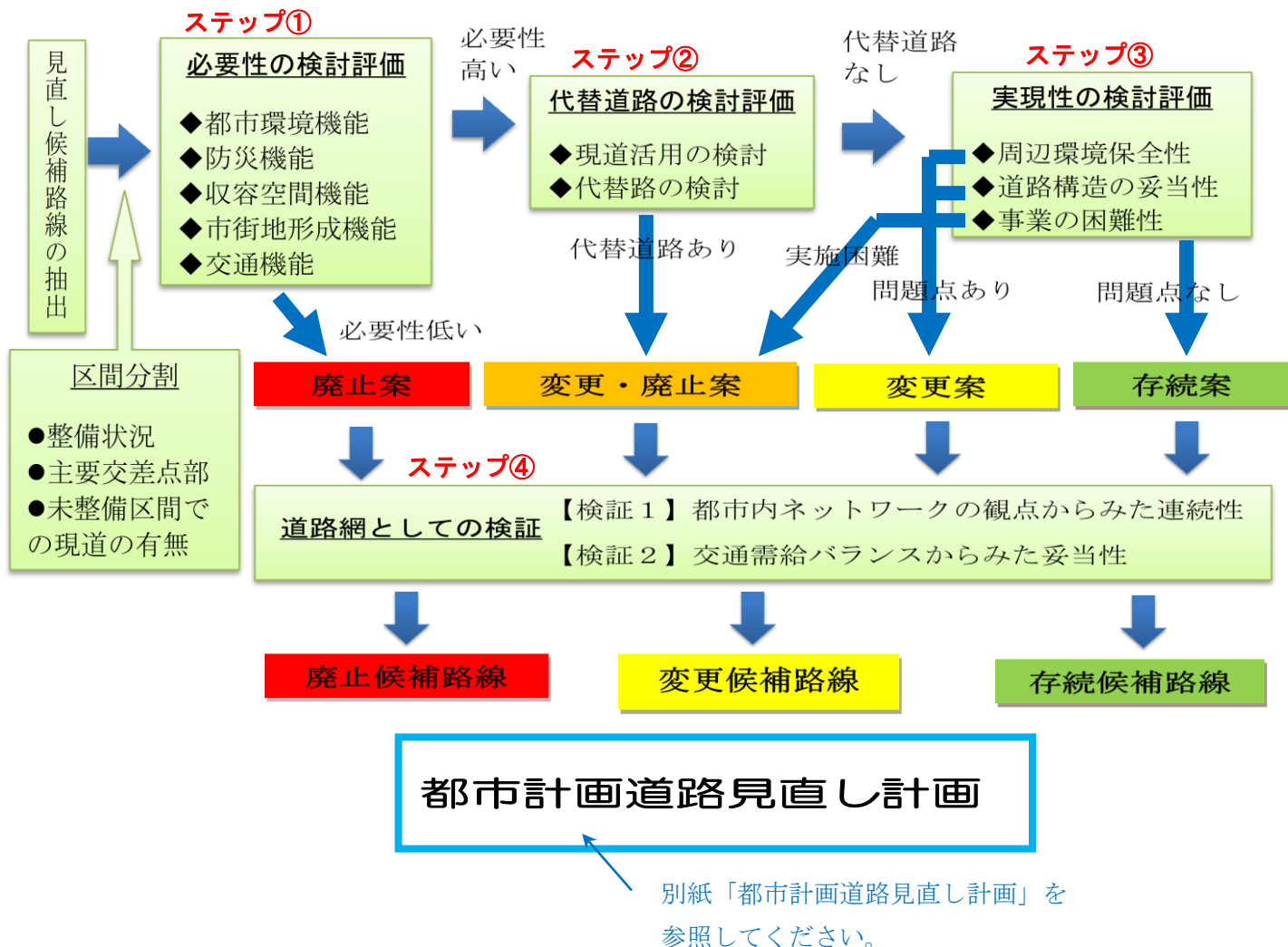
「都市計画道路見直し指針」(H18.3月県土木部策定)

- 対象とする路線は、幹線街路(3番決定)とする。
- 必要性や実現性を路線ごとに評価し、都市計画道路をそれぞれ「存続候補」、「変更候補」、「廃止候補」に分類する。

「上田市独自の見直し方針」

- 対象とする道路は、幹線街路(3番決定)及び区画街路(7番決定)とする。
  - 見直し対象とする路線は、都市計画決定から概ね20年以上経過した長期未着手路線(区間)とする。【対象：28路線／41路線】
- 今回の見直しについては、主に「廃止候補」の路線の見直しを行い、「変更候補」の路線については、事業化になった時点で、具体的な見直しを行うこととしました。

## 6 見直し作業の手順



**平成27年度より、まずは廃止路線の見直し作業を進めていきます。**

### ※1 都市計画法第53条

「都市計画施設（道路等）または市街地再開発事業（土地区画整理事業地内も含む）の施行区域内において、建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。」（権限移譲により上田市許可）

#### 【都市計画法第53条の許可条件】

- 建築階数が2以下で、且つ地階を有しないこと。
- 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。（鉄筋コンクリート造は不可）